

者也

寬永十四年  
丁丑九月二十日

永大院  
嘉宗元

永明寺當住  
中華使道

一領分曹洞一宗自他派共二宗旨之法則僧  
俗之規式不相亂操二可被申身事

一從公儀寺社八從仰出候御條目之趣又者  
國法堅固相守之第一功矣丹宗門之儀堅  
御制禁之條諸轉院且那中致吟味常以禪  
宗之執行相勤不入邪法樣二相勤候儀要  
用之儀可被仰身事

一寺院僧俗公事訴訟有辯八雙方委細吟味

之上理非分明可致決斷寺

右之條又不隨支配寺院有之者宗門之可被行  
法度若於異儀輩者急度役人八可被申達者也  
不知如何

寬永十四年  
九月二十五日

龜井能登寺為改

永明寺當住中華大和尚

慶安四年十月三日永明寺隱居珪文寺公  
儀八差出一如石書付

石州鹿足郡津和野縣覺皇山永明禪寺者蒲之  
御曹子範賴後裔三河守賴弘法名者大年道播  
大居士開基靈場也永平道元禪師末孫靖月因  
性初而合為開山祖從是稱官寺合為代々現當



祈禱所乙女、燕坂、虹ヶ谷、寺田、金谷、以五ヶ所、  
寄附果數代相次至、去見正賴公、慶長五庚子之  
冬、大久保石見守當國為所司代、下着、明年坂崎  
出羽守賜此地領地矣、國中德高辻不知故石見  
守、改換地果、此後又元和三之秋、尾井豐前守督  
領此地、寺領如前代、律寄附寺社崇敬如往昔、尾  
井融登守相次無相違者也

慶安四年十月去日 永明寺隱居珪文

同記中曰く、第三代能登守茲政の時代即ち寛  
永年間以降、津和野に於てハ覺皇山永明寺禪  
宗曹洞大源派備中國船木洞松寺末のハ、應  
永二十七年去見三河守賴弘の園基といふ、賴

弘文安三年丙寅十二月廿七日、辰、永明寺殿  
大年道椿大居士と蓋志を菩提院と定む、歷代  
及子女等多く同寺に葬りたりしハ、慶應三年  
丁卯六月某十二代茲監神道擴張の意旨、小基  
に神葬式に改めたる由り、總て永明寺に對  
して是る從來の園係ハ廢絶したり、  
己酉白小曰く、應永廿七年庚子去見三河守賴  
弘覺皇山永明寺建立十リ、賴弘逝去ハ、文安三  
年丙寅十一月廿七日、去り、  
己酉白小曰く、享保十三年戊申二月十日、永明  
寺出火、寺中不詳燒亡什物類不詳燒失仕る茲  
經公御影兼御位牌山本茂右衛門湯淺河右衛



門取出依而茂右衛門へ銀五兩何右衛門へ  
同三兩御褒美下候事

延享四年丁卯二月廿四日夜半時分永明寺新  
木屋より去火庫裏方丈本堂焼失御靈屋禪堂  
衆寮ハ相残り候事

延寶五年丁巳七月十七日山中寺盛百年の忌辰  
小當石を以て茲經の孫茲改使を因州小遣し其  
の法會を執行也

龜井記小曰く延寶五己七月十七日寺盛公百  
年忌御法事御執行有之因州へ徒士使被遣候  
事

茲經百回忌辰 正徳元年辛卯正月二十六日茲經百回忌辰小當

石を以て因幡國氣多郡鹿野讓傳寺に於て法會  
を執行也曾孫隱岐守茲親家臣湯新兵衛惟泰之  
遣ハ一々代番世一々又津和野永明寺に於て法  
會を執行也

龜井記小曰く正徳元年辛卯正月茲經公百年御  
忌小付因州鹿野へ為御名代湯新兵衛被遣於  
彼表讓傳寺二夜三日御法事御執行被仰付無  
御滞被為濟候段罷歸申上る

龜井家記小曰く寶永八年辛卯正月廿六日(四  
世五目改元)道月公百回忌辰二付身四代隱岐守  
茲親名代と一々湯新兵衛を鹿野小遣し讓傳  
寺に於て法會を行ふ



此の時の記事因州記といふもの有り本文と重複し渉るもの多けれど亦採るべきもの  
有るを以て繁を献ひて左の其の全文を掲ぐ  
正徳元年辛卯正月二十六日武藏守茲矩公逝  
去後百年忌の阿ねるに依り嫡孫隱岐守  
茲親公より舊地因幡國氣多郡松野の菩提所  
謙信寺に於て法名中山道月大居士追福の爲  
め御廟所御代参拜礼可仕旨仰を蒙り石州津  
和野を正月七日の立ちて松野に着き山の宮  
といふ所に十餘日逗留の内に松野市中の長老  
三四人訪ひ来りて我々祖父より百有餘年松  
野の町に位居仕候大殿様松野町中地子御免

おられぬそれより以来代々鳥取の大守より  
先規の如く免しかるれし事是れ偏へ大殿  
様の御厚恩に下れり其の上平生の御慈悲子  
々孫々にお申傳へ今においへ父母の如く御城  
跡御廟所を朝夕三拜仕候其の段我々も限ら  
ぬ松野町中四百軒餘の者共同前にお御座候然  
れば大殿様此の御城におたき吉川氏にお責めら  
れ毎度大敵をうちおこし御籠城無恙  
御運いらは其の御武功におよつて此の御城主  
と被仰付給ふこと祖父おど八回下にお見合仕  
候親我々も其の咄承り傳へ候へ共書き  
残しにるものあり後太平記兩國太平記にお



此の所の合戦をのせど如何の事もさへ承  
りたくと懇懇尋ねけり即ち答へて曰く  
後太平記西國太平記不當所の合戦を書き加  
へざる故に不審なり右兩部の書は毛利の  
家の集る所あり此の書を見れば毛利元就公  
をばどめ御一族家中陪臣まごの武功を不殘  
載せたり其の段尤かり元就公は藝州三百貫  
の在所より出で後小八國西十餘國を切立に  
おへし名將扶桑國七雄の其一一人ぞあり  
然毛利家より論じたる後太平記西國太平記  
元就記其の外の軍談の書は元就を初めと  
ま御一族以下まご敗軍の事を不記まけたる

軍一度も不載其の上毛利家の武士一人も他  
家の武士十人も面を合はる事もありあるや  
ういふ書き人毎に勇力技群小勝を兵法熟を  
あか自讃のこと狂言奇語怪力乱神のふとバ  
誠は打撃可笑先づ元就公より評し見ば昔よ  
り王城を守護するを以て武將の譽とせり織  
田信長公は美濃尾張兩國を治め京へ責め上  
り三好を追討し後日本の上將とあり給ふ元  
就公十餘ヶ國の大守たり勢の不足ことある  
べからば西國より討く上り何を帯土を守り  
都の旗を阿がらるぞ然れば信長公より勇武  
劣りたる證據は毛利家の武士とくも鬼神の



と阿るべからぬ尼子家其の外の武士共も勝  
れど憶病の微力あるばかりも有るべからぬ  
唯乘運讐を摧く時ハ勇兵あらざといふ事  
あり、尼子家又ハ防州陶の家ノ如ク家運傾き  
ぬる敵と取舍をばりぬ次弟の國を切りとり  
給ふ事たとへば消か、りたる灯の嵐の阿い  
たる所如く昔の志と今を考へる知るべし、人  
間強弱さしむ替ることありし毛利家ハ作り  
たる軍談ハ我家の武功手柄ハありを譽げた  
る事世ハ誇りいふ如く我家の偉尊しといひ  
ぬ小同じ姓古より記する和漢の軍書ハ敵  
味方の勝敗強弱有の末、小書きたる書籍多

し假初ハハ武士の偽を以て耻とす、其かし合  
戦の節臨城應變偽討ハ珍しからざること  
あり、百度戦ハ百度勝つもの阿らぬ、毛利家  
味方を捨殺し天下の指頭ハかりし事一二  
を語り聞かさん、毛利の家臣清水長左衛門備  
中國高松ハ籠城也、秀吉公責めたまふ長左衛  
門あり援兵を乞ひたり、其ハ後詰去らぬ、秀  
吉公ハ勇氣ハ挫かれ合戦也、世見おのら落  
城也、清水兄弟切腹せしあり、其ハ當國鳥取  
の城ハ吉川、中村、森下以下籠城也、秀吉公ハ取  
圍、其ハ兵糧責の支度を見、是れ其ハ援兵を  
乞ひたり、其ハ毛利家あり後詰去るといかり



小免や角と長註義小日数を過きゆき城中飢  
渴の弊不便ありしことゞもあり是れを見  
三将切腹し衆命を助けしあり右兩所の落  
城徳大将の不覺武家の耻と在る所あり其の  
外九州立花陣の退口の後北播州三木の城へ  
も後謀をるといひありゆき誠の合戦をせざる  
周別所一家切腹をぬ又此の鹿野の城を責め  
吉川度々敗軍をぬることを記さるるも右比  
らべ知るべし此の外敗軍の儀不違討我家の  
美名を譽け敗軍を載せぬと雖も天下の人口  
耳目手を以て大河を防ぐ所如し此の御城を  
責めし合戦ありしと況んや百年の後の茲

経公の御武功少きも知る人ありらん偏へ  
山口備一き事ともあり當城の合戦の有様荒  
々各の語り聞ひる人又故の裏に書留め子  
孫に傳へよ其方違ひ予同前不茲経公の御恩  
を蒙りたる子孫に及ぶるありかやうの物語  
他家の武士に譲るべからぬ武士愚癡と云  
かあり抑頃天正八年の秋毛利支配の國へ  
打入人為め羽柴筑前守秀吉公より當國當  
城を取立丹波の士高井五郎石見の士福屋孝  
太郎武田又五郎鬼才新十郎合四人副将と  
く籠置きたまふ然るも毛利家の軍談ありハ  
秀吉より周州鹿野の城を築き軍勢を籠め置



きしよし兩葉をきらぶれハ斧柯を用いる譬  
ありとく吉川式部少輔経家、森下出羽入道  
祐中村對馬守春次以下數千騎同國鳥取の城  
へ差下し早速小瀬野の城を攻め落せとく一  
千有餘の勢あり近日當城へ發向の沙汰あり  
茲經公御手下の與力其の外軍勢を御呼揃へ  
は御けるハ抑此度此の城ハ籠められたる武  
田又五郎新井五郎福屋考太郎ハ秀吉公の命  
ハ隨以て退散せ集所存ハさあさハあし子  
細ハ永禄九年十一月二日尼子義久公雲州富  
田の城御周きの時尼子の氏族を取立二度家  
を興へさせ器量の者とく山中鹿之助を御

座近く召れ條々の御手ありし内ハ何れも存  
知之通七ヶ年の籠城兵糧盡きぬ寶藏ハ金多  
く有りといへハ米を求むべき術あり其の  
方へ此の黄金を渡し置き尼子の末を取立義  
兵を擧ぐる時節の用ハ致さばしとく黄金入  
りたる箱匣數多給りぬ右の黄金を以て之  
助殿ハ尼子氏族の守取を抱へ置き給ふ其  
の後織田信長公ハ屬し丹波郡井郷ハ三ヶ  
人の月俸を給りぬ是を以て一度ハ尼子勝  
久公を取立永禄十二年より元龜二年未だ因  
州伯州雲州三ヶ國ハ平戈を動かし給ふとい  
へハ毛利家武成盛ハ一ニ尼子家運盡きぬ



るゆゑの不幸ありて終ふ天正六年五月二十  
十九日播州上月の城あり勝久公通久公切腹  
志に事子時秀吉公より使として我等夜中  
忍び行き處之助殿の對面を松之助殿我等  
仰せられけるは去る身義久公より預る所の  
黄金此の十餘年の周軍用を遣はれりといへ  
とも猶以て残りあり京都ありくの所へ預  
け置く則汝の渡をふり板井郷の金俵と某討  
死の後ハ婿あり子あり新十郎へ下さるべき  
旨信長公秀吉公より兼て申上置きぬ勝久公通  
久公我等こそかく成り行くとも積善の餘慶  
家ありあらば汝また尼子の家を興へべし往古

尼子支配の國七ヶ國の取り得むと秀吉公  
の御火刀風を以て出雲一國ハ取返さべしと  
最後まで呉々申置れぬ其の遺言といひ秀吉  
公の亡某の毛利退治の後ハ出雲國を給はる  
べしとの直の仰をうけたまはれり我々の累  
祖經久公より數代の名家を毛利家にお切り絶  
され代々の墳墓の地まが馬の蹄おかけさせ  
ぬること一家の無念骨髓に徹しけり此の志  
末通らば毛利家を退治して我等ハ出雲の國  
守にりきあらば尼子の廟所をて再興し佛事  
施行も勤むべしとさあきとて此の城を守れと  
て遙々と向ひたる者が敵の大勢よをればと



と周遊見逃のいふが可為成べき此の周城の  
取獲の如し初調へ兵糧馬の糖菓まが元々二年  
分程の心安し其の外武具馬具弓鉄砲玉薬敵  
を防ぐ兵員何一つ不足なし心強く相待た人  
城ハ元來堅固あり勝負ハ時の運といひあか  
し将卒の志を一つあせるとせざるも由分  
かり火敵を見くハ欺けとの先言ありいづも  
といひいひあから随分粉骨を尽されト又運命  
盡きバよしや一業不感の者と雖も此の所ハ  
と皆死ぬべし果報ありこそあらぬ輕死重名  
者を出そ人とハ申せ誰も我等と共に討死し  
と尼子尊靈へ奉公せよ且つハ名を子孫に殘

されよと高聲仰られければ多胡、塩、瑞  
一黨、牧、松田以下申すや及び候ハ人と皆一同  
討死と思ひ定めよ心中涼しく覺えたり茲  
經公ハ隨所ハ軍兵ハ幸盛公茲經公の手の  
郎等尼子家の歴々の守人武者を招き入れ出  
札皆義をたぐ毛利ハ階考せざる一人當千の  
兵共あり又ハ近郷の百姓の中あり松山狩ハ  
狩れり鉄砲の上手を撰び人質を取ら城ハ籠  
め置きは是都合三百餘人あり一千餘騎の勢  
下向ハ合戦如何と覺えたり然れども忠義一  
轍圓天の力を出さ人と思ふ者共あり重ねり  
茲經公仰す曰く毛利家ハこの吉川一類を鬼



吉川とく近國未だ恐怖を風聞を此の度ハ  
花々敷膚を今也今戦一勇武の程を試みん  
昔より今も至るまじ籠城といとへ出る  
得ぬれば士卒の心陰氣あり守衛の備あり  
りしより勇あしこれゆゑ籠城一運を伺きた  
るもの勢し勢の多し尚以ていふべからむ  
國の武王ハ二萬五千の人数あり其の樂五の  
八十万騎の地勝ち日本相州の田原の北條氏  
康ハ八千の人数あり武州河越の城の軍の兩  
上杉が八万の勢も勝利を得たり其の外例多  
し敵當城へ登向せば城を下り居付今戦手痛  
くせん又時城を見今也夜討朝掛晝軍城外へ

打らぬと勝負を争ふべし毎度敵を悩しおバ  
いのが退屈せざるべきと手組手合手配あり  
此の周思ひ物見を鳥取へ遣し晝夜油断し  
まのむかへる鳥取ハ三將相談し秀吉上  
り廣野の城へ籠置く所の四人の副将我々が  
勢も辟易し三人ハ迎の者と共外去りぬ  
新十郎一人も勢も退後れおほ廣野あり  
と聞かぬいざ押寄せ踏散し合捕高名せん二  
百不足らざる守人武者の籠りたる決まり  
城おれが比大勢の向めを見ればよし堪へじ  
ハこれいふある不思議あり一兩日ハ城も籠れ  
よし亀井をけりぬ加藤多胡湯一黨の奴原を



生捕りせよ若者いしとて後陣小柴をいかにせ  
新保大勢を見せり天正八年十一月人数を五  
段に立り押寄せたり然れども城の態と油  
断させんを為し鉄砲の一つも打出さざり  
の鎗もいれを旗纏所々立りさせしむる  
かへつる居たり去川之を見りささお尾井ほ  
いりけるる奈やさしくも堪へたり今日ハ  
ハや晩景の及べば明日の軍の並べし後詰の  
頼もあき城おれは責めおとち落ちぬべしと  
る侮り馬の鞍を卸し物具おど腕おろ皆帷幕  
の成り休み居たり去所大き男おれば夜討  
不出ぶることもしはれとて大やうの下知

一々各陣警入りぬ城の今宵夜討せんと  
如藤多胡の若者共勇みけれども茲に制三々  
仰せけるハ此の城下るハ足立能けれども  
かへり上るハ難儀あり其の上敵大勢おれば  
よし一陣二陣打破るとも三陣四陣備を堅く  
し後をまおれりハ大勢ありたば明日の軍の  
勝つへき手段あり敵も此の勢あり打り  
出んとハ思ふへりお軍ハ不意を討つお  
くハあしとて松田藏人が手の者お民兵少々  
相添えし置き城の大手の旗纏美々敷飾り時  
の太鼓小約を定めて後馬武者走ぐつる百騎  
歩立の兵士百人達者を撰び得道具を持せ



飽まで兵糧をつゝい腰兵糧を付け夜中潜る  
小城を下り三手お已けり夜を明る各袖印  
をつくる白地の丸のぬゝの字ありまぢほの  
いらす敵陣お打る折おし煙霧おち覆  
い咫尺の間も見えを人馬の近づく聲を聞き  
る古はや敵の朝合戦をかくるぞ也二百不足  
山がる勢おれお取おめ討りと下知おれお  
朝餉の折おし途お迷い先陣後陣共お何程の  
事おあるべきおと日々おいへどお弓鉄砲太  
刀長刀と騷お立ち隠陣色おきけれお茲矩公  
きつと御覽ありりおお、お短兵急お挫く所と  
敵さうち散らし乗破りお捨おりる追くべし

と御下知ありり鉄砲三つ四つ打つといと  
く三方より鬨を作りり懸けぬけ交り合ひ此  
所お顛れ彼所おのくれ火花を散らりり戦お  
聚散離合の有様須臾お変化しり前お阿ると  
おれお忽然としり後お阿り味方とおおへお  
さお阿らり敵ありり十分の分身しり萬卒お相  
阿れおれお蒼塵天を掃ぬ汗血地を模糊お去り  
大勢おれお僅の敵お戦ひ居しり多くは回  
志打お討れけれお先陣後陣一同おみだれ立  
ちり蜘蛛の子を散らすお如く氣多郡より高  
草郡宮古の方へ颯と引く追おけり分捕高  
名走尾井家の武士の太刀毎お首一つ二つ貫



うぬいあしと見えしあほ競ひかけし追ひゆ  
くを茲維公貝を吹のせられければ追ひ捨  
しこといまりぬ切捨てたる敵ハ數知り茲  
維公御自身吉川前陣の前ハ御組あり討  
取多末子敵の首二つ高草郡の境ハ敵喰止  
めたりし時切し落したま子敵の首三つ合五  
つ御家中の諸士の討取所の敵の首八十三  
り鳥取方ハ向ひ勝餘波三度つくり御馬乗り  
廻り下知したまふハ萬一敵兵城中ハ紛れ入  
る事ハやあらんとす立をくり居をくり云々  
城の前ある堀ハ太刀長刀の血を洗ひ手負  
を助中心静のハ入城したまふ天晴大将やと

感心を味方討死の侍五人雜兵二十人手負も  
少々あり鳥取の三將軍ハ相違し手負のし人  
を實検するハ三百餘人あり是程のハ勢ハ野  
合の合戦ハ仕負ぬること餘りハ敵を侮りた  
るゆゑ今明日の内ハ押寄せよと下知をれ  
ハも軍兵共最前ハ勢ハぬけし勇者をあハハ  
ハハハ宿陣する所ハ氣多郡の首ハも多クハ  
茲維公ハ心を寄せければ野武士とあり阿瓦  
ハハハ集り鬨の聲をつくり遠海の勢ハ夜々  
影敷蟬起しぬれハ鳥羽の通ハ絶え人こ  
とを恐れ去川森下中村ハ諒ハ陣拂去る鳥  
取ハ還りぬさ々鹿野の城中ハいさしハの大



勢を一戦中追ひ散らし候び合ふこと限りあ  
ら、討死したる湯小市郎如藤一平、塩治三左衛  
門、松田十藏多胡八左衛門杯不死骸を取り寄  
せ火葬し、その節、其の外雑兵二十人の首をと  
り、古佛谷亮玉山抱月寺へ遣し、それく、お節  
の念じろおれが籠城の武士百姓お至るまじ  
此の君お命を捨てんこと露原か、惜しおら  
じ、名高き去川といへど、か手合せの合戦中一  
おほ付けぬれお怒る、お足らむと、勇み阿へ  
り抱月寺ハ阿まりお山深く、盗賊の難度  
々ありと、明星谷少林山今の讓傳寺へ茲、能  
公引おしめおたお子さ、合捕高名のおを書付

け脚力を以て秀吉公へ委細注進を乃ち當座  
の褒美として黄金太刀長刀等給りぬ、鳥取の  
ハ三将舎合し、重ねる合戦の評定ありと雖  
も、身おハ寒氣次第お甚し、年明け、こそと、  
詮議まち、あり此のよし、輝元公聞し、おし  
及ハれ羽檄を飛び、お申されけるハ、先頃、松  
野へ發向し、小勢お追ひ散らされ、敗軍お及  
ば味方を大勢討たせたること、將の越度此の  
上、阿るべからず、急き鹿野の城を屠り、落し會  
誓の耻を雪ぐべしとの下知頻あり、これおよ  
り三將評定あり、それより、明年三月下旬ま  
が度、々人数を催し、行程四里半の道おれば、一



日責小よ在る折もあり又十日二十日宿陣一  
く責めける小或時ハ自身御馬を出され真先  
小進み破り堅を碎き猛威を振い敵を驚し味  
方を助けまた引籠りて潜龍の勢いをおし成  
ハ偽計を以て敵をたぶらるしおどしたまふ  
殊小茲經公鉄砲の御自當中におることおく  
東の出丸より堀を隔てたる向道筋少し峠の  
やうある所去川武者の通い筋あり御城より  
ハ一町六反ばかりありとぞ鉄砲を以て馬武  
者を撃び討おし十一月より翌年の三月末  
に馬武者合三十六騎打盡したまふ故に今鑑  
田といふ後々ハ道を行け替へ通りことお

ん強將の下に弱兵おしとく御家臣與力の者  
各分捕高者阿ゆ記しかねしさる程お去川  
も毎度の戦お人数を損おるばかりおる槽一  
つも責め盡さぬおみ果ててぞ見えたる同  
年の夏秀吉公大軍を催し鳥取を責めおるべ  
くとの風聞ありければ籠城の用意とて鳥  
取の城を出でぬ鹿野籠城の者共ハ春雷一度  
動く時蟄虫萌蘇おるこゝろせり鳥取の軍兵  
ハ昨日ハ海をハりし大鵬の九霄の雲小待  
つ如くありしと今日ハ轍小伏走涸魚の三休  
の水を易ふる小異あらぬ榮枯忽ち地を易へ  
たりかくて同年十月二十日鳥取落城して後



此の御城へ秀吉公御一宿取りに茲矩公をハ  
いれとしく御家臣等らに命じ出され御盃を  
下され去秋より當年まで味方を離れ僅の勢  
小く籠城し刺へ毎度の戦功粉骨の至り報謝  
し難し先忠誠を感じ因州氣多郡壹萬三千八  
百石此の城を添へさせられ御朱印並白銀三  
百枚河原毛の鞍置馬恩賞としく賜はりぬ其  
の後武田又五郎が荒神山の城跡も下されぬ  
其の外天正十五年島津陣文禄年中朝鮮陣七  
ヶ年の間御手柄、慶長五年濃州関ヶ原小ハ東  
照輝現の為め御味方忠勤を顕ハせし依り或  
方石加増の地今の高草郡あり命せし三万八

千石小成りせ給ふ其の間御武功の次第假  
初小言ふ小述べおれし先づ當城の合戦阿ら  
半に此の如しと語れば聞く者感心銘肝さて  
く難有御物語委しく承り候ものか那覺候  
所書置大殿様の御威光を子孫に傳へ申さん  
と悦び家々小おちかへれば春の夜ほどあ  
明りけり。  
亀井記小曰く正徳元卯正月廿四日より廿六  
日迄茲矩公百回御忌小付於永明寺御法事御  
執行被仰付諸事御先規之通無御滞被為濟候

事

茲矩百五十回

寶曆十一年辛巳正月二十六日茲矩百五十回



忌辰小當石を以て因幡國氣多郡鹿野讓傳寺の  
於る法會を執行す八代の孫能登守矩眞家臣湯  
舍人永經を遣し代香せし如法寺料銀五十枚香  
奠銀十枚を贈る此の日鳥取藩主池田家より  
其の臣眞田平四郎を遣はし代香せしめらる  
又津和野永明寺の於る正月廿二日より同廿六  
日まで大法會を執行し老職以下士人を以て參  
拜せしむ

龜井記の曰く寶曆十一己正月當年茲矩公百  
五十回御忌ニ付因州鹿野へ御名代湯舍人永  
經諸寺先規之通備立しり出立於彼表御法寺  
無御滞被為濟歸着之事

此の時の事を記したる永經の手記因州雜記  
三冊あり

因州雜記の曰く  
寶曆十年辰年十月十八日物頭格被仰付猶又  
東正月道月様百五十年の御回忌ニ被為當因  
州鹿野讓傳寺の於る御法寺御執行依之御代  
香之御使者被仰付右ニ付御慰中目御長上下  
拜領被仰付候條其砌着用相勤候様此度江戸  
より社仰越候由被申渡  
十二月二十四日御法寺料銀五拾枚御香奠銀  
拾枚御膳部一通り御香爐御燭臺御併前の錢  
物打敷水引類御旗おといづれも拵構出来表



用人より受取

寶曆十一年辛巳正月七日津和野出立十八日  
滋野山ノ宮田中覺兵衛宛へ着

正月二十四日朝四ツ時より御法事始る依之

五ツ半時讓傳寺へ罷越七ツ時過退去

二十六日朝五ツ時鳥取池田相摸守様より御

代香真田平四郎殿讓傳寺へ罷越

御佛前讀經相濟御施主之儀小候へハ先以此

方様御代香相勤如次小鳥取御代香相勤らる

後刻御墓所へ御代香相勤罷歸也

正月二十七日午後滋野出發二月六日久佐組

丸原迄歸り幸便を以て表用人中へ書状差越

幸便に御座候二月一筆致路上候於江戸殿

様益御様嫌能被遊御座恐悦之至奉存候將

又私儀に先月十八日山ノ宮田中覺兵衛方

へ着仕二十四日より二十六日朝迄御法事

に無御滞相濟御代香無障相仕廻申候徒鳥

取に為御代香真田平四郎殿と申馬廻格之

仁被差越兼徒士目附五藤平大夫と申仁置

田中波相詰用事に候ハ申候様申上り

為御馳差被差出候且讓傳寺門外へは御書

所出来在普請下奉行と申格之者七人罷越

三人罷相詰何角御念被為入候御事小御座

候右徒目附之人追々相断り候へ共私共追



留申ハ達テ被<sub>レ</sub>相詰候趣ニ付御法事相濟候  
迄私之滞留不暫<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相詰候既氣之毒不存  
少々不仕廻<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>御座候ハ共二十七日晝後  
より山ノ宮罷立三里餘リ手前泊<sub>レ</sub>申所迄  
引取今晚久佐組丸原迄罷歸申候依<sub>レ</sub>之先一  
通御法事無御滞相濟候<sub>レ</sub>御代者無難不<sub>レ</sub>相  
仕廻候類共折節幸便御座候<sub>レ</sub>付御注進申  
上度如此御座候此段御身寄申迄可然被<sub>レ</sub>仰  
上可被<sub>レ</sub>下候委細者追付罷歸可申上候恐惶  
謹言

二月六日

湯

舎人

村上助右衛門様

佐々布與治兵衛様

二月九日津和野へ歸首

武州公御百五十回忌に當<sub>レ</sub>り世給<sub>レ</sub>因州鹿野  
へ御代者の仰を蒙<sub>レ</sub>りハる<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>御廟所不  
来<sub>レ</sub>拜立奉<sub>レ</sub>ることの有難<sub>レ</sub>さのお<sub>レ</sub>井<sub>レ</sub>だ<sub>レ</sub>せ<sub>レ</sub>可  
ハ<sub>レ</sub>也

何事もおもいら<sub>レ</sub>たれ<sub>レ</sub>ふし拜む袖のお<sub>レ</sub>井  
だぞさら<sub>レ</sub>小<sub>レ</sub>い<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>き

御城跡を尋ね奉<sub>レ</sub>る小<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>もその世の末、不<sub>レ</sub>残  
りけるを尊<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>き事お<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>ん

君出<sub>レ</sub>小<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>もい<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>ことくお<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>し  
ありせぬ跡を可<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>き



龜井記中曰く同年正月廿二日与り廿六日迄  
右同断御法事於永明寺執行役<sub>二</sub>仰付御年寄中  
始諸役人御寺詰諸士中始苗字有近御寺参詣  
拜禮<sub>二</sub>役<sub>一</sub>仰付<sub>二</sub>勘定<sub>一</sub>以上<sub>二</sub>絹布<sub>一</sub>上<sub>二</sub>其事<sub>一</sub>以御役人中  
御用掛へ御齋非時被下無御滞<sub>二</sub>役<sub>一</sub>為<sub>二</sub>濟候<sub>一</sub>事



11
21
526



終